

平成 24 年 11 月

第 1 回 臨時 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

平成24年11月9日

亀山市議会臨時会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成24年11月9日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 諸報告
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 議案第74号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
 - 第 5 議員提出議案第3号 亀山市議会議員定数条例の制定について
 - 第 6 常任委員会委員の選任について
 - 第 7 議会運営委員会委員の選任について
-

●追加日程

- 第 1 議長の辞職許可
 - 第 2 議長の選挙
 - 第 3 副議長の辞職許可
 - 第 4 副議長の選挙
 - 第 5 議案第75号 亀山市監査委員の選任同意について
 - 第 6 三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員の選挙
 - 第 7 鈴鹿亀山地区広域連合議会議員の選挙
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君
13番	中 村 嘉 孝 君	14番	宮 崎 勝 郎 君
15番	片 岡 武 男 君	16番	宮 村 和 典 君
17番	前 田 稔 君	18番	服 部 孝 規 君
19番	小 坂 直 親 君	20番	竹 井 道 男 君
21番	大 井 捷 夫 君	22番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	最所一子君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	三谷久夫君
上下水道部長	高士和也君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	落合弘明君	監査委員事務局長	栗田恵吾君
選挙管理委員会 事務局長	井上友市君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	山川美香
書記	高野利人		

●会議の次第

(午前10時03分 開会)

○議長(小坂直親君)

おはようございます。

ただいまから平成24年第1回亀山市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしてあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、諸報告をいたします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果報告書4件及び同法第199条第9項の規定に基づく平成24年度定期監査結果報告書が提出されており、それぞれ印刷の上、お手元に配付いたしておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長におきまして、

4番 中崎孝彦 議員

16番 宮村和典 議員

のご兩名を指名いたします。ご兩名にはよろしく願いいたします。もし会期中におきまして、ただいま指名の方にお差し支えが生じた場合には、それぞれ次の議席の方をお願いいたします。

次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議案第74号を議題といたします。

市長に上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第74号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正予算につきましては、さきの台風17号等により被災した農林業施設、道路施設などの災害復旧に係る関係経費を計上いたしましたもので、補正額は4億440万円を追加し、補正後の予算総額を220億9,140万7,000円といたすものでございます。

なお、詳細につきましては副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成24年度一般会計補正予算についての補足説明を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

おはようございます。

今議会に提出をいたしました一般会計補正予算（第3号）の主な項目につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、9月30日の台風17号及び9月8日、9日の豪雨による災害復旧に係る経費として補正をお願いするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の歳出から説明欄をごらんいただきながら順次ご説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

第11款災害復旧費、第2目現年発生農林水産業施設災害復旧費では、補助災害復旧事業として、奥ノ谷排水路を初めとする農業施設などの農業用施設等の災害復旧事業に8,200万円を、また林道北在家中津川線などの崩落に伴う林業施設災害復旧事業に540万円を、それぞれ工事請負費として計上をいたしました。また、単独災害復旧事業の農業用施設等災害復旧事業2億1,900万円につきましては、辺法寺水路復旧などの工事請負費2,850万円を計上するほか、設計等委託料2,030万円を計上いたしました。さらに、地元施行とされる団体に対しまして原材料費2,760万円と建設機械等の借りに係る補助金1億4,260万円を交付いたしたく計上をいたしました。

次に、第3目現年発生公共土木施設災害復旧費では、補助災害復旧事業として、市道北在家板屋線などにおける道路橋梁災害復旧事業に1,900万円を、また準用河川中ノ川などの護岸崩落に伴う河川災害復旧事業として4,300万円を、それぞれ工事請負費として計上をいたしました。また、単独災害復旧事業の道路橋梁災害復旧事業2,550万円につきましては、市道上原1号線を初めとする各路線における工事請負費及び測量等委託料を計上いたしております。次の河川災害復旧事業1,050万円につきましては、準用河川中ノ川を初めとする各河川の復旧に伴う工事請負費及び測量等委託料を計上いたしました。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

戻りまして7ページをお願いいたします。

第12款分担金及び負担金、第2目災害復旧費分担金については、奥ノ谷排水路のほか、今回の農林業施設の災害復旧に係る受益者分担金1,084万円を計上いたしました。

次に14款国庫支出金、第3目災害復旧費国庫負担金では、市道北在家板屋線や準用河川中ノ川など、公共土木施設の補助災害復旧事業に係る国庫負担金4,133万2,000円を計上いたし、次に第15款県支出金、第9目災害復旧費県補助金では、奥ノ谷排水路や林道北在家中津川線など、農林施設の補助災害復旧事業に係る県補助金5,378万円を計上いたしております。

次に第19款繰越金については、今回の補正予算に要する一般財源として前年度繰越金2億3,254万8,000円を計上いたしました。

9ページをお願いいたします。

第21款市債、第7目災害復旧債でございますが、農林水産業施設災害復旧債として4,530万円を計上いたし、公共土木施設災害復旧債として2,060万円を計上いたしております。

以上をもちまして一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

これより本議案に対する質疑を行います。

通告に従い、発言を許可します。

18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

通告に従い、議案第74号亀山市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

今回の台風17号は、時間当たり70ミリ、80ミリと言われるような、過去にないような雨の降り方というのが大きな特徴でありました。今回、この補正予算について基本的なところだけ質疑をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1つ目に、この補正予算にかかわる範囲の被害状況をお答えいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

おはようございます。

今回の被害状況でございますが、まず台風17号でございますが、農業用施設等災害につきまして全体で352カ所ございまして、今臨時議会に補正予算計上いたしましたのは、国庫補助災害復旧事業によります13カ所、それと国庫補助の対象とならない市単独災害復旧事業によります16カ所、原材料の支給や重機等の費用の補助を受けて受益者が自力で復旧を行うものが323カ所で、被災の内容につきましては、農道や農業用水路の崩壊、また田への土砂堆積などがございます。また、今回の補正予算には計上いたしておりませんが、これらの災害復旧のほか、将来の維持管理を考慮いたしまして農業施設の整備として取り組む箇所が2カ所ございます。また、9月の8日、9日の豪雨による田んぼへの被害として2カ所ございます。

それから林業施設災害につきましては、これも台風17号でございますが、全体で69カ所ございまして、今臨時議会に補正予算計上いたしましたのは、国庫補助災害復旧事業によります3カ所でございます。被災内容は、林道の路肩の決壊でございます。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

おはようございます。

建設部所管の被害箇所でございますが、道路と河川につきましては、パトロールなどにより、のり面崩落などの被災を確認いたしております。件数といたしましては92件の被災を確認しており、採択基準を満たしている7カ所を補助事業としまして、残る85カ所を市単独災害事業として復旧に努めてまいりますことから、今回の補正予算計上とさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

よくわかりました。大変大きな、特に農業用施設、農地の被害が大きいということであります。

次に行きます。

歳入の中で確認をしたいのは、繰越金として2億3,254万8,000円と、それから市債が6,590万円というふうに財源の手当てがされております。できるだけ借金をしないというのがいいんであろうと思いますので、この繰越金があとどれぐらい残っているのかということを含めて、こういう市債を充てざるを得なかったのかどうか、繰越金だけではできなかったのかどうか、この辺のところ、どういう基準でこの2つのあれが使われたのか、この点の答弁をお願いしたいと思いま

す。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

今回の災害復旧に係ります補正額4億440万円の財源でございますけれども、歳入におきまして、分担金及び負担金、国・県支出金のほか、繰越金、市債を充ててございます。この市債と繰越金の計上の考え方でございますが、災害復旧事業債につきましては、地方公共団体の災害復旧に係る財政負担を軽減するために、その元利償還金につきまして、補助災害復旧事業債については95%、単独災害復旧事業債については50%が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入をされるという有利な起債とされてございます。こういったことで、今回の災害復旧事業のうち、起債対象となり得る復旧工事費につきましては市債を充当することが財政的に有利であると判断をいたしまして、災害復旧事業債として6,590万円を計上し、なお不足する財源として前年度繰越金2億3,254万8,000円を計上いたしましたものでございます。

なお、今回、繰越金2億3,254万8,000円を計上いたしました残額でございますけど、約5,000万円が残るということでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

有利な起債という言葉をよく使われますけど、やはり私は、これはあくまでも交付税の中の計算上で算入されるということで、この災害にかかわる金額が何円ですよという形での交付税の交付のされ方はされない。そういう意味では、算入されるというだけのことであろうかと思うんです。そういう意味では、やっぱりまず繰越金を全部充てて、足りない分を市債で充てるとというのが私はいんではないかなという意見だけ申し上げておきます。

3つ目の問題に入ります。

歳出の農林水産業施設災害復旧費が3億円ということで、全体の4億4,000万のうちの大半を占めているわけですが、これほどの大きな被害になった原因は何なのか、まずこの被害の原因ということでお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

農業者におかれましては、台風が近づくとということから、ため池の水抜き、また林道におきましては日常からの側溝清掃などを行いまして、大雨に対する準備はしてまいったところでございますが、台風17号の雨量は時間最大雨量84ミリ、連続雨量240ミリの記録がありまして、地域の方々からも昭和49年の大雨以来初めてだとか、こんな雨は知らないとか、そういった声を聞くほどの豪雨であった。これが原因であるというふうに考えておりまして、これによりまして近年にならぬ被災箇所数や多額の復旧額になったものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

冒頭にも言いましたけれども、確かに雨の降り方が最近本当に異常になってきている。これは亀山だけに來るのではなくて、いつどこで起こっても不思議でないような気象状況になってきているということがあって、一義的には言われるとおりでらうと思うんです。

ただ、私が思うのは、それだけであらうかという点をやっぱり考えていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、例えば農業をやってみえる方から話を聞くと、田んぼの耕作放棄地がふえて、昔であればもっと田んぼがこういう雨のときにでも水を蓄えられる、それから山が非常に手入れをされなくなって保水力がなくなってきているというような大きな背景もあって、川へどっといつときに流れ込むというような状況も背景にはあるのではないかなということも申し上げたいと思います。ただ単に雨量が異常に多かったということだけで済ませていただきたくないということ、これは6番目の問題とも関係しますので、後でまたお聞きしたいと思います。

次に進みます。

先日、産業建設委員会の協議会で現地を幾つか見せていただきました。特に田畑が、川砂というのか、土砂で埋まっているというのを見せていただいたんですけども、そこで農業をやってみえる方から聞かせてもらった話というのは、来年の米づくりができるだろうかということですね。1年間もうできないのではないだろうかというような、そういう不安を持ってみえるわけですけども、今回のこの補正予算で取り組んでいただくということで、来年の春の米づくりが可能になるのかどうか、その辺の見通しをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

農業用施設の復旧につきましては、来春の作付に間に合うように市といたしましても最大限の努力はいたしてまいります。被災箇所数が多いことから、作付までに復旧できない箇所も出るのではと懸念をしているところでございます。作付までに復旧できない場合には、受益者の理解が得られることが前提となりますが、例えば耕作に影響のない保全管理のところ、また麦の集団転作が可能などところで対応させていただくこともあり得るのではと考えているところでございます。

なお、これらも踏まえまして、今後の議会におきまして明許繰越費を計上させていただくことも検討しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

ぜひ3月、来年の春に米づくりができるように最大限取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それからもう1点、これも農業をやってみえる方からお聞きしたんですけども、今回の補正予算にも分担金というのがあります。2割というふうなことも言われています。中には、残り何年、農家の高齢化というのが進んでいますので、自分があと何年できるかということと、それからこの分担金を払うことをてんびんにかけて、これだけの分担金を払わんならんのならここで農業をや

めようかというような声も聞こえているんです。そういう意味で、この辺のところは本当に深刻な、農業が本当に、ますます耕作放棄地がふえるということにもつながっていきますので、こういうことの心配はないのかどうか。分担金という条例に基づいたあれではありますけれども、こういうことによって何らかの手だてが打てないのかどうか、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市といたしましても耕作放棄地の増加につきましては心配をしているところでございますが、受益者に対しまして国庫補助事業、また市単独事業の補助制度を十分行いまして、復旧していただきますようお願いをしているところでございます。また、自力で復旧していただく場合には、市におきまして復旧に必要な資材の支給や重機などの借上げに対する補助制度を設けておりますことから、この制度も説明をいたし、利用していただくことにより、耕作は続けていただけるものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

少し楽観的な見方かなと思いますけれども、そういう耕作放棄地につながらないように、農業が続けていけるように、先ほど言いました来年3月、春に間に合うということも含めて努力いただきたいなと思います。

最後に、市長にお聞きしたいと思います。

先ほども言いました、確かに時間当たりの降雨量がすごい異常な雨の降り方をしたということは間違いのないことです。それが第一義的な原因であることも間違いのないだろうと思います。ただ、それで全部片づく問題ではなくして、やっぱりこういう被害が出るに当たって亀山市が国・県を含めて取り組んできたことが、まだまだ十分やれていなかった部分が私はあるんじゃないかと。先ほど田の問題、山の問題を言いましたけれども、河床の問題も含めてありますよね。こういうような問題もやはり解消していかないと、これからまたこういう雨の降り方が、これもう、50年に1回とか100年に1回というような状況ではないような私は気がしています。また10年後には降るとか、そんなことだって今の気象状況を見ておると起こり得ますので、その辺のやっぱり対策を考える必要があるかと思うんですけれども、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

ご所見もございましたけれども、今回の災害は、当市におきまして過去に例のないような、昭和49年の49年災以来の短時間に集中的に降った豪雨によるものというのが原因としてあろうかというふうに思っております。このような集中豪雨に対しまして、例えば農林業施設を守る特効薬的なものがないというのが現状ではございますけれども、災害が発生する要因といたしまして、森林の荒廃でありますとか、これもご指摘いただいております、農地の耕作放棄地の増加による例えば

保水力の低下等が起こっているというのは現実であろうというふうに思っております、その対策といたしまして、森林においては間伐の実施、針葉樹と広葉樹のまじった森林への整備、日常的な林道管理、また農業施設におきましては、農地の適正管理などによりまして水源涵養、洪水防止、土石流防止などにつなげることが必要であるというふうに考えております。

国も地方も大変財政的に厳しい中で、しかし、治山治水という部分、それから先ほど申し上げましたような後継者不足とか、いろいろ課題はあろうかと思っておりますが、こういうものを地道に持続的にできる環境整備をしていくということがやっぱり大事であるというふうに私自身も認識をいたしております。亀山市といたしましては、これらの対策につきまして現在も地権者また農林業関係者の方々と取り組んでまいったところでございますけれども、引き続きましてこのことを念頭に置きながら進めてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

大きく言いましたけれども、やっぱり国・県・市がそれぞれこういう問題についてのきちんとした政治をやらなければ、こういう問題は解決しないであろうと、市だけに求める問題でもないというふうに私は思っております。そういう意味では、今回こういう事態が起こったことを教訓に、ぜひそういう取り組みをしていただいて、こういう雨が降っても最小限の被害で済むというようなこともできるかと思しますので、そういう努力をいただくようお願いして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

以上で予定をしておりました通告による質疑は終了し、議案第74号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第74号については、お手元に配付いたしてあります付託議案一覧表のとおり、予算決算常任委員会にその審査を付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第74号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（小坂直親君）

予算決算委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午前10時29分 休憩）

（午前11時56分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど予算決算委員会にその審査を付託いたしました議案第74号を議題といたします。
予算決算委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第74号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

原案可決

平成24年11月9日

予算決算委員会委員長 大井捷夫

亀山市議会議長 小坂直親様

○議長（小坂直親君）

大井捷夫予算決算委員会委員長。

○21番（大井捷夫君登壇）

ただいまから予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほど本会議で付託のありました議案第74号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第3号）については、当委員会を開き、各分科会を設置し、各分科会に議案を分担し、審査することと決定し、総務分科会と産業建設分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

市長、副市長初め関係部長の出席を得て、両分科会の会長から審査の経過について報告を受け、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

予算決算委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第74号について討論を行います。通告はございませんので討論を終結し、議案第74号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について起立採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第74号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議員提出議案第3号亀山市議会議員定数条例の制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、このたびの臨時会に議員提出議案として提出させていただきました議案第3号亀山市議会議員定数条例の制定についての提案者を代表しまして、提案理由の説明をさせていただきます。

皆様もご承知のとおり、平成17年1月の亀山市、関町の合併に伴う亀山市・関町合併協議会の議会議員の定数及び任期に関する小委員会からの意見書には、合併の具体的な効果が生まれるような方策として、今後、改選時にはさらなる削減を望むものであるという意見が付されております。

平成の合併以前、それから以降も、三重県下各市において議員定数の見直し・削減が行われ、現在では津市、伊賀市を初めとする10市で定数削減が行われております。また、全国の各自治体においても、多くの自治体で議員定数の見直し・削減が行われているのが現状であります。一方、社会経済は依然不透明な状況であり、亀山市は平成23年度に地方交付税の交付団体に転じ、中期財政見直しにおいても市税収入の増加が見込めず、市政運営が厳しさを増しており、市当局も行財政改革大綱の見直しを行い、さらなる財政の健全化に向けた取り組みを進めています。

このような中、地方自治法の一部を改正する法律により、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置の一つとして、地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定が撤廃され、議員定数は地方公共団体の判断に委ねられることになりました。

現在、市議会では、亀山市議会基本条例に基づき、さまざまな議会改革に取り組んでいる中、本年4月から党派代表者会議並びに全員協議会において議員定数削減に向けてさまざまな議論を積み重ねた結果、削減することで意見が統一されました。その後、削減する定数については各党派から3通りの意見がありましたことは皆様もご承知のことです。提案があった3通りの定数につ

いては、それぞれの意向を十分話し合い、繰り返し議論を交わしてきたところであります。

このような議論の経過と結果を踏まえ、市政の一翼を担う市議会の責務として、また議会改革の一環として議員定数の削減を行うため、本条例を制定するものであります。

制定の内容としましては、現在の議員定数22名を4名削減し、18名といたします。

なお、この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行することといたします。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

提案者からの提案理由の説明は終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それでは、通告に従い、議員提出議案第3号亀山市議会議員定数条例の制定について質疑をいたします。

まず1つ目に、現在の定数22人のところを4人削減し、18人が妥当とする根拠は何か、これについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

服部議員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

質疑の内容につきましては、4名削減についてのことですが、この根拠は何かということです。

この根拠については、現在の現職議員が会派会議、また会派代表者会議、全員協議会において、提案理由の中でもご説明させていただいたように、さまざまな意見がありました。詳しく申し上げますと、現行どおりの定数でという意見もありました。2名削減の20名ということもございました。また、4名削減の18名ということもありました。6名削減の16名という案も出ました。そういうような中で、服部議員もよくご存じだと思いますけれども、さまざまな皆さん方の議論を重ねた中で、根拠と申されると私もちょっと答えにくいんですけども、ご存じのように地方自治法の改正の中で、提案理由の中でも説明させていただいたように、議会の市町の議員間で議員定数の増減については協議をしてもよろしいよというふうな内容があったと思います。そういうふうに改正されております。これは平成21年6月に改正されております。その中身を踏まえて、亀山市議会として、他の自治体の動向よりも、市議会議員で協議をした中での見解で18名ということに決まったというふうに私は理解しましたので、提案者とならせていただきました。

それが18名が適切であるかどうかというのは、それは皆さん方の判断に委ねなありませんけれども、過半数の総意は18人という形である程度全員協議会でも会派代表者会議でも言われたので、18人ということをご提案させていただきました。そうやで、特別にこれが根拠であるという

決め手については私としてもお答えしにくいんですけども、それは現職議員のやっぱり協議の中での結論であるというふうに私は理解させてもらって、提案者とならせていただきました。私の答弁が不十分な点は再度お聞きしていただきたらと思っていますので、今の答弁で足りないところがありましたら、またお聞きしていただきたらと思っています。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

提案者がいみじくも認めましたように、根拠がないということでもあります。つまり、議員の中でいろいろ何人にするかという意見は出ましたけれども、結局、18という数字は、その中で多数を占めた意見というだけであります。亀山市議会として18が妥当かどうかということについての議論は私は十分されてないというふうに思っています。そういう意味では、今回この18人という提案が本当に妥当なものなのかということは疑問が残るということを指摘しておきたいと思います。2つ目の問題であります。

理由として上げてある中の1つに、他市の動向ということが上がっております。確かに言われるように、全国いろんなところで削減が行われているのは間違いではありません。こういうことを続けていくと、亀山市が下げたからまたうちもさらに削減をしなきゃならないというような、いわゆる削減競争というようなことが起こって、そういう事態がやっぱり考えられるのではないかというふうに思います。そうなったときに、さらにまた、よそが下げたら亀山市も削減するのかという、そういう削減競争に入っていくのかどうかということをお聞きしたいと思います。そういうような状態になったときにもまたさらに削減するのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

時間が限られていますので、簡潔に答えさせていただきたいと思います。

削減競争ということについては、私も提案する者として苦慮しました。それで、やはり今後の動向については改選後の、2年後に改選されるんですけども、その改選議員が真摯に、他市の動向というよりも、亀山市議会としての基本的な理念を持って、服部議員も亀山市議会基本条例を制定した中での副委員長もされた中で、いろんな観点から議員のあり方というものを協議されたと思います。今回、今後もそういうようなことをやるのかということについては、改選後の議員が再度協議してやられたらと私は思っています。今、私がここで追述するべきということについては言及は避けさせていただきたいと思っています。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

確かに今回の提案者が先のことを言及するということとはできない。ただ、私が指摘しておるのは、他市の動向を理由に上げるということをするれば、やはり他市が下げれば、さらに下げなきゃならないということになっていくということを指摘したいわけでありまして。

じゃあ、亀山市の定数が何人が妥当なんだ、どういう基準で考えたらいいか、非常にこれは答えが難しい問題であろうということは私も認識をしております。その中で1つ目安になるのが、やっぱり委員会が十分な審議機能を果たせるかどうか、多様な市民の声を議会に反映させるだけの委員会の審議ができるかどうか、ここが一つ私は大きな定数を考える上でのポイントだろうと思っています。

それで、今回提案されています18人ということになれば、議長を除く全議員で構成する予算決算委員会、これも常任委員会になっていますけど、これは全員でやるんでちょっと外して、他の3つの常任委員会、この3つの常任委員会を考えますと6人・6人・6人になるわけですね。委員長が1人おりまして実質5人というような審議のことになるんですけれども、果たしてそういう委員会の体制で十分な、さっき言いました議会の役割として問われている審議能力、それから多様な、本当に多様な市民の意見が反映される、そういう委員会の審議ができるのかどうか。この点について、この18人という提案をされた提案者にお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

服部議員の質問にお答えしたいと思います。

確かにおっしゃるとおり、18人になって3委員会構成ということで、その18人になったとき、2年後の改選後18名になったときに、今こういうふうにすべきということについては言及はできないと私は思っております。やはり18名の議員定数でどういうふうな議会運営をやっていくかということについては、いろいろ考慮する部分が多々あると思います。私も関町議会の折に経験しておりますけれども、14名の関町議会でやっておりました。関町議会は14名で、7人で委員会制をとりました。そうすると委員会重視で、本会議が軽視されると、形式型の本会議になる場合が多々ありました。そのやっぱり懸念があると思います。

ちなみに、これは私が言わせていただいてどうかと思いますけれども、過去には、5年前に改正があったと思うんですけども、常任委員会は議員は1常任委員会に所属すべきだというような規則があったんですけども、5年ばかり前に複数の常任委員会に参画できるというふうな形に変えられました。そういうふうなことを次の改選後の議員の方々がいろいろ研究していただいてやっていかれたらと思います。議題についてやはりこれは全員ですべきじゃないかというような議論をやっていた中で委員会構成を、今は3委員会であることを前提に服部議員はおっしゃってみえますけれども、18人の議員の皆さん方が、私が先ほど言ったように、複数常任委員会に所属できるという規定もありますのやから、その運用を図られるようにいろいろ研さんされたら私はいいと思います。

だけど、私は今回の提案のときに、こうすべきだと、こういうふうにするべきであるという考えはあるんですけども、それをあえて私が言わせていただいて、次期、私が18人のメンバーに選ばれるかどうかというのは不確かですので、やはり次期の改選後の議員、市民の皆さんから負託を受けた議員の皆さん方がいろいろご協議されるというのが、市民の負託に十分こたえる委員会構成ということを考えられたら私は思っております。だから、私はそこまでしかお答えできませんの

で、ご理解賜りたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

一つの考え方で、現在の委員会、3常任委員会、7・7・8人ですね、これで今は審議をしているわけですが、私は最低限この人数がやっぱり要るんだらうというふうに思いますし、それから常任委員会も3つを例えば2つにするということになると、その委員会が所管する分野が広がりますので、十分な審議ができるのかなという思いもあります。それから複数常任委員会という問題もありますけれども、これにしても結局のところ議員1人当たりがかかわる分野がふえるということで、こういう意味で考えてみると、十分な審議、それから多様な意見の反映という面で、私はやっぱりこの18人という数ではとてもできないのではないかというふうに思っております。

次へ行きます。

4番目、議会改革の一環というふうなことも理由の中に上げられていますが、私は現在の二元代表制というのは、予算の編成権なんかが代表的ですけれども、やっぱり市長に優位な二元代表制、全く権限的に議会と市長とが対等だということには法的にはなっていない、どちらかという市長優位、これはいろんな文献にそういうふうにも書かれていますし、私もそう思います。

そういう中で、やはり今求められるのは、議会が議会としての力を発揮する、市長と対に渡り合う、こういう議会が今求められているというふうに私は思っております。そんな中で、議員みずからその議会の力を裂くような削減をするということが、果たして今求められている議会の力や議会の機能を高めることになるのかどうか。むしろ私はこれを、議会の力を弱めて機能を下げることにならないのか、この点についての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

服部議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

確かに私もおっしゃるとおり、今回、議会改革の一環ということをやりたいと思いますが、確かに首長と議会とのバランスというものについては私自身も疑問は持っております。しかし、やはり基本的に日本国で二元代表制という、首長も直接選挙、議員も直接選挙、市民から選ばれております。そこで、首長には予算編成権、議案の提案権があります。議員にはそれを議決する権利がある。それが市民から負託された役目やと思っております。その議決をする場合に、やはり審議を十分尽くす。努力、また勉強、資質の向上、それを議員がいかに高めるかによって、この首長の優位性というのが、機能の均衡化がとれるんじゃないかと思っております。

おっしゃるとおり、やはり首長の多数派工作等によって少数意見が無視された、軽視されたという事案は私の経験からたくさんありますわ。そのためにやはり、首長はそれなりのやっぱり努力をされて提案される、その提案されたことについて十分審議、議論し、やはり改正するところは改正するための提言を提案、市民の声を首長に届けるという、議員の質を高めるというのが一番、服部議員が憂慮される市長優位性の二元代表制ではあかんやないかということについては、やはり議員

の質を上げるという努力を議員各位がする以外にないと思います。そういう中で、議会改革の一環ということを上げさせていただいたわけです。その点をご理解いただけたらと思いますので、やはり議員の質を上げると。議員みずから汗をかくという努力をする。努力をおのずと市民の負託を受けた議員がするという覚悟で、議員としての職務を果たすということが第一だと私は思っています。だから18名でも、そういうような方が結集していただければ十分市民の声は行政のほうへ届くと、首長のほうへ届くと私は理解しております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私が二元代表制で市長優位と言いましたのは、これはやっぱりいろんな権限の問題でどうしても市長のほうが優位に立つという、これはもう法的な問題であって、我々の議員の質とかという問題とはまた別の問題であるわけですね。

そんな中で、じゃあ議会が何ができるのかということ、議会は議員の力をまとめて執行部に対峙していくということ、審議を十分に尽くすということ、そういうことを議会がやるということが二元代表制の私は求められることだろうというふうに思います。そんな中で市長と対峙をしていくことが必要なんだろうというふうに思いますので、そういう意味でいくと、今回、議員みずから削減を提案するということは非常に私は残念なことであるというふうに思います。

それから最後の問題です。

基本条例を制定いたしました。これは私もかかわりましたけれども、その中で17条に議員の定数という、今回ここを制定しようということなんですけれども、今回の議会基本条例は条文だけではなくして、その下に逐条解説というのを入れてあります。これは亀山市の特徴だろうと思います。その中で、この議員定数について逐条解説でどんなふうにかかれているかということをもとに皆さんにご紹介をしたいと思います。読まれた方もおるとおもいますが、こういうふうには書いていますね。議員の定数を決定するに当たっては、議会を構成する議員の規模が議会の機能・役割を左右することとなること、市民意思を十分に吸収し、その代表性を確保し、少数意見の排除を避けることなど、配慮すべき点は多い。議会の審議能力と市民意思の適正な反映を確保することは議会の責務を果たすための基本となるものであり、単純に、行財政改革といった財政的な観点、効率性の観点のみから削減を行うべきではないことから、本条において、財政的な観点だけでなく、法令やこの条例で定める議会の活動を推進し、議会の備えるべき機能を確保するという観点から、議会が議員の定数を決定することを定めている。

つまり、ここで言われているのは、議会の備えるべき機能を確保するという観点から、また議会の活動を推進する、そういう観点から議会が議員の定数を決めるべきだと。決して行財政改革だとか財政問題だとかということだけで決めてはならないということはこの解説で書いているわけがあります。私は、これはそのとおりだと思います。ただ1点、当時と違うのは、地方自治法で上限が定められていたのが、これがなくなったという点は確かに変わっていますが、それ以外のところについては、私はこの解説は非常に妥当なんだろうと思います。そういう意味でいくと、今回の削減の提案というのは、この逐条解説に書かれている趣旨と反するのではないかというふうに私は思うんですが、その点についての見解を提案者にお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

服部議員の質問にお答えしたいと思います。

今言われたように、議会基本条例を亀山市はかなり先進的に制定されました。その中にこの逐条解説がありますけれども、今おっしゃったとおりです。だけど、基本的に、後段のほうにあると思うんですけれども、地方制度調査会第29次の答申で、議会の議員定数については、現在、その上限を人口区分に応じて法定しているところであるが、議会制度の自由度を高めるため、定数の決定は各地方公共団体の自主的な判断に完全に委ねることとし、法定上限を撤廃すべきという答申が出されたところですよ。これが平成21年6月16日に出されておると思うんです。

やはり地方分権が進む中で、平成の大合併もそうですけれども、全国で3,800の自治体があったと。それを平成の大合併で1,800強の自治体になった。それでいろいろこういうような事案があって、地方議員の市町村議員の総数が全国レベルで半減したと思うんです。国の政策はそうであるかわかりませんが、とって、県議会、今、国会でもいろいろ議論されておるんですけれども、国会議員は自分の身を削るということはしませんのやわね。県議会議員も自分の身を削るということはしません。だけど、平成の大合併で市町村議員は、やはり市民の、町民の、村民の負託を受けて議会議員として研さんしている人たちが、意思半ばでその職責を追われた人がたくさん見えます。

だから、服部議員がおっしゃるように、市民の負託をするために、やはり定数を削減することによって市民の声が届かないかというような声はあると思うんです。それは十分理解できますけれども、この法の改正を盾にするわけやないんですけれども、やはり自治体の各議会が自主的に総合的に全体協議を重ねた中で、私ら議員はあくまでも市民から選出される代弁者としての立場の中から、やはり議員がみずから考え、市民の皆さん方からの声も聞いた中で、今回の定数削減でやらんならんといいふうな方向を議論した中で決定したと思います。確かに少数意見は大事にせなあかんと思うんですけれども、そこら辺は、この議員提出議案が逐条解説に相反するんやないかというようなことを言われますけれども、亀山市の議員定数については今回このような形で提案したことをご理解いただけたらと思っておりますので、ちょっと説明が中途半端になりましたけれども、やはりこれに基づいて、自治体の自主的な判断に完全に委ねるという部分をご理解いただきたいと思っています。よろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

自主的に決めるということについては私も異議はありません。要は自主的に決める中で、最初から言っていますけれども、じゃあ亀山市は何人が適当なのかという議論はやっぱり十分すべきではなかったかということですね。18人ということについても、提案者みずからが根拠がないと言えないんやということをおっしゃいました。やっぱりこういうことではなくして、自主的に決めるというのは、やっぱり自分たちが根拠も示しながらこれが妥当なんだと、それは亀山市で私は決めれば

いいという意味だと思います。

それからもう1点、身を削るといような話も出ました。私は、身を削るといのは定数を減らすことではないと思っています。定数を減らすといことは、先ほども言いましたように、多様な民意をいかに議会に反映させるか、そのための議会の定数なんだといことを考えれば、定数を減らしてしまえば、当然、民意を反映させる機能が低くなってしまふんで、削られるのはやっぱり僕は民意だろうと。やるんであれば、議会側が身を削るといふんであれば、やっぱり報酬を削るべきだと私は思います。身を削るといふんであればね。そういうことを申し上げたいと思います。

最後に、やはり基本条例にも示してあるよな、やっぱり議会が議会としての役割を果たすと。そのためにどうしても要るのは、審議能力をきちんと確保するといことと、それから多様な市民の声をいかに議会に反映させることができるか、そのための定数をきちんと確保するといことが私は必要だといふうに考えて、きょう質疑させていただきまされたけれども、この22名から18名への削減については納得できません。以上を申し上げて質疑といたします。ありがとうございます。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

以上で予定をしておりました通告による質疑は終了し、議員提出議案第3号に対する質疑を終結いたします。

続いて、お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は常任委員会への付託を省略することに決しました。

次に、議員提出議案第3号について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表し、議員提出議案第3号亀山市議会議員定数条例の制定について、反対の立場で討論をします。

反対する理由は、議員定数の削減が地方議会が果たすべき大切な機能に支障を来し、住民自治の後退、ひいては住民へのサービス低下を招くものであるからであり、民主主義制度の根幹を揺るがす大問題だからであります。

地方議会が果たすべき大切な機能の1つが住民代表機能です。本来、全市民がそれぞれ直接発言して物事を決めていけばよいのですが、それでは集まる場所も時間も確保することが困難であることから、一定の数の議員を選出し、自分たちの要望を政治に反映するよう託す、それが議会制民主主義です。本来、市民の一人一人が自分の考えに一番合う人を選出するので、議員定数は多

ければ多いほど民意が反映されやすく、少なければ考えの合う人を選出するのも困難になり、民意は反映されにくいということになります。どうしても自分の考えに合う人がいなければ選挙に出るという方法がありますが、これについても、定数が少ないと多様な議員が当選することが困難になります。よく議員定数を削減するということについて、議員もみずからの身を切るという表現がなされます。先ほども答弁の中でなされたところです。議員が多様な市民の声を議会に反映させるという機能を持っている以上、身を切られるのは議員ではなく、市民の声であります。

地方議会が果たすべき大切な機能の2つ目として、情報開示、審議機能があります。これについては先ほども質疑でかなり時間をとってされました。議会で審議すること、その過程を公開すること、あるいは市民の市政報告、議会の報告会などを通して、今、市政で何が問題となり、何が課題なのかを住民に明らかにしていくことが大事です。

また3つ目に、政策立案機能、意思決定機能があります。理事者側から出された条例案に基づいて賛否決定するのみならず、独自に個性ある条例づくりを進めていくことも大事であります。

さらに当然のこと、4つ目として、執行機関に対する監視機能があります。

いずれにおきましても多数の目と多様な意見が必要であり、現在の22名という議員定数を減らさなければならない根拠が見当たりません。先ほどの質疑の中でも明らかにされませんでした。また、議会の持つこの大切な機能が担保されるのかも明らかにはなりません。

平成21年に出された議員定数条例案は22人から20人に定数を削減するものでありましたが、今まずやらなければならないことは定数削減ではなく、地方議会を活性化することであり、住民に近いところで地方自治がなされるべきであるなどの意見が出され、否決されました。それからというもの、今までに増して議員が党派を超え、手を携え、精力的に議会活動に取り組んできたことは皆様が一番ご承知のとおりであります。その過程において、22人という議員定数が多過ぎて不都合があったことが一度でもあったでしょうか。

今回問題なのは、条例提案に向け、これらの評価も検証もされず、定数についてのそもそもの議論もなされず、いきなり何人の削減が適当なのか、2人か4人か6人かというところから始まったことです。

また、今回議論にはなりませんでしたが、財政赤字を減らす行財政改革の視点から議員定数削減が語られることがあります。全体予算の1%程度の議会費の中のそのまた一部である議員に係る予算、これらの削減は金額については大変意味があるものですが、それよりも、しっかり仕事をする議員を選び、行財政の監視機能を高めることにより、無駄な予算は十分削減していけるものかと考えます。

二元代表制とはいいながら、まだまだ議会よりも首長に優位な制度であります。今後どんなことが起こるかわからない情勢の中、日本人が戦争という大きな犠牲を払ってやっと手にした国民主権・民主主義を、みずから手放すようなことは市民の益にはなりません。

以上の理由により、本条例の制定に反対するものです。議員各位のご賛同を心よりお願いいたしまして、討論いたします。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、ただいま提出をされました議員提出議案第3号亀山市議会議員定数条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

現在の亀山市議会議員の定数は、合併時の告示におきまして議員定数を22名と定めております。今回の提案は、このときの告示を、今回新たに亀山市議会議員定数条例の制定を行う、すなわち条例制定には議員定数の見直しを行わなければならないというふうになっておりますので、今回、現在の22名から18名へと削減を行うものであります。

定数削減を行う根拠として、1点目には、合併時における議会議員の定数及び任期に関する小委員会検証では、議員定数は22名と報告はされておりますが、これは合併協議会で了承されておりますけれども、このときの意見書には、議員の定数については、合併の具体的な効果が生まれるような方策として、今後、改選時にはさらなる削減を望むものという附帯意見が付されております。私は、合併後7年が経過をいたしておりますけれども、前回の改選でもこれは果たせなかった約束であります。やはり合併小委員会の提案した附帯意見については大きく尊重すべきである、そんな視点が一番大きいし、この意見にこたえることが議会の責務ではないかというふうに考えます。

次に2点目には、地方自治法の改正により、議員定数の上限を定める規定が撤廃になりました。これは先ほどいろいろご議論ございましたが、地方公共団体というふうになっておりますけれども、私は、基本条例が制定をされまして、この中では議員定数の条文も使っておりますので、ある意味、議会自身に私は定数の判断が委ねられたと。前回の議論では上限定数の議論もございましたが、今回は上限がございませんので、まさしくどこがいいのかという議論が今回の議論であろうと思います。

次に3点目に、議会基本条例の制定によりまして、第17条に議員の定数の条文を定めました。この中の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮し、人口、面積、財政力、類似自治体の議員の定数などと比較し検討することというふういきなりと条例に定めております。そういう観点からいきますと、まず亀山市の財政状況を見れば、平成23年度からは交付団体となり、中期財政見通しでも28年度には財政調整基金も底をつき、地方交付税も28年度からは合併算定がえの適用が段階的に縮小され、33年度からは新市一本の算定となって、交付税の面からも大幅な減額が予測をされます。今後、財政面での厳しさが予測をされることで、二元代表制の一翼を担う議会がみずから議員定数削減に取り組むことは、行財政改革に取り組むことへの姿勢をあらわすことにもつながるものと考えます。

また、県内各市も定数の見直しを行われ、21年の調査時点から現在では平均約16%の削減率で定数削減が行われている状況や、類似団体との比較では、議会基本条例制定時に調査をいたしました全国5万人規模28市の中で13市が現在までに議員定数を削減している状況であることなどが上げられ、平均では19名というふうな調査結果となっております。

また、議案質疑が今ございました、逐条解説と相反するのではないかと質問がございました。提案者からもお答えをいただきましたが、条例制定に携わった者としての見解もここで述べさせていただきます。

逐条解説では、単に行財政改革の視点からでの議論は避けるべきで、議会の機能を担保する中で議員定数を決定すべきと説明がされております。これは、行財政改革の視点を一切排除したもので

はないというふうに考えます。あくまでも行財政改革だけではだめですよということだと思います。

そして、さらに議員定数が削減されることによって、逐条解説に言う、議会機能の確保や議会の審査能力、市民意思の適正な反映を確保することについては、これも議会基本条例第4条、議会運営の原則では、議会は、市民の多様な意見を把握し、市政に反映できる議会運営、委員会機能の強化や議員相互間の討議、すなわち自由討議の取り組みを定め、第8条には市民の参画をうたい、現在まだまだ弱い部分がございますが、今後、広聴機能の充実にも取り組むこととしております。これらの取り組みを今後さらに進めていくことで、議員の数ではなく、議員で構成する議会の機能を強化することで私は十分たえ得るものではないかと考えます。

以上、議会機能の今後の強化とあわせて、合併効果という市民世論や今後の亀山市の行財政運営の予測、そして県内外の他市の動向を勘案し、また今後の議員定数のあり方の中長期的な視点、先ほども議論がありました、いつ改正するのではなく、中長期的な視点も加味して、私は、議員定数を現在の22名から4名、約18%削減し、18名とする亀山市議会議員定数条例の制定については賛成の立場であることを重ねて申し上げます。何とぞ議員各位の賛同を賜りますようお願いをいたしまして、賛成討論を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

20番 竹井道男議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議員提出議案第3号亀山市議会議員定数条例の制定について、起立採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議員提出議案第3号亀山市議会議員定数条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午後1時49分 休憩）

（午後2時05分 再開）

○副議長（片岡武男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、私が議長の職務を行います。

ただいま、議長の小坂直親議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（片岡武男君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

まず、事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長（浦野光雄君） 「辞職願朗読」

○副議長（片岡武男君）

お諮りします。

小坂直親議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（片岡武男君）

ご異議なしと認めます。

したがって、小坂直親議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（片岡武男君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法については、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（片岡武男君）

ただいまの出席議員数は22人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○副議長（片岡武男君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（片岡武男君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱を点検）

○副議長（片岡武男君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

○事務局長（浦野光雄君）

- 1 番 高 島 真 議員
- 2 番 新 秀 隆 議員
- 3 番 尾 崎 邦 洋 議員
- 4 番 中 崎 孝 彦 議員
- 5 番 豊 田 恵 理 議員
- 6 番 福 沢 美由紀 議員
- 7 番 森 美和子 議員
- 8 番 鈴 木 達 夫 議員
- 9 番 岡 本 公 秀 議員
- 10番 坊 野 洋 昭 議員
- 11番 伊 藤 彦太郎 議員
- 12番 前 田 耕 一 議員
- 13番 中 村 嘉 孝 議員
- 14番 宮 崎 勝 郎 議員
- 16番 宮 村 和 典 議員
- 17番 前 田 稔 議員
- 18番 服 部 孝 規 議員
- 19番 小 坂 直 親 議員
- 20番 竹 井 道 男 議員
- 21番 大 井 捷 夫 議員
- 22番 櫻 井 清 蔵 議員
- 15番 片 岡 武 男 議員

○副議長（片岡武男君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（片岡武男君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（片岡武男君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、議長におきまして立会人に

7番 森 美和子 議員

12番 前 田 耕 一 議員

を指名いたします。

したがって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

それでは開票を願います。

(開 票)

○副議長（片岡武男君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票20票、無効投票2票、有効投票中、櫻井清蔵議員20票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって、櫻井清蔵議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました櫻井清蔵議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

22番 櫻井清蔵議員、ご挨拶をお願いいたします。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

このたび、皆さん方のご推挙で議長という重責を担わせていただくようになりました。まことにありがとうございました。

前議長には大変1年間ご苦勞さんでございました。私としまして、先日の全員協議会でもいろいろ申し上げておりましたように、議会基本条例を堅持し、また二元代表制というのを重きに置いて議会運営を遂行していきたいと思っております。

また、議会としまして、やはり市民の皆さん方の負託をいただく議員として質を高め、議員としての活躍を期したいと思っております。私ども議員は、市民の皆さん方の手、足、耳になり、市民の皆さん方の負託にこたえるように努力すべき研さんしたいと思いますので、議員各位にもよろしくご協力のほどお願いしたいと思っております。

なお、市長さんをお願いしたいと思っております。やはり市長としての英断、決断をお願いしたいと思っております。また、市職員の皆さん方、部長さん以下皆さん方には、議会からいろいろ提言申し上げますけれども、市民の負託を受けて議員としていろいろ提言させていただきますので、市職員の皆さん方におかれましては、私どもと同じように頭脳となり、手足となり、市民の負託にこたえられるように研さんしていただきたいと思っております。

私自身もまだまだ未熟ですけれども、皆さん方のいろんなご指導を賜りながら議会運営を行っていきますので、どうぞご指導、ご鞭撻を図っていただきますようお願い申し上げます。まことに簡単でございますけれども、議長就任に対するご挨拶とさせていただきます。本当に本日はありがとうございました。

○副議長（片岡武男君）

議長と交代させていただきます。

議長、議長席にお着き願います。

(議 長 交 代)

○議長（櫻井清蔵君）

暫時休憩をいたします。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時40分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長の片岡武男議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

まず、事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長（浦野光雄君） 「辞職願朗読」

○議長（櫻井清蔵君）

お諮りいたします。

片岡武男議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、片岡武男議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（櫻井清蔵君）

ただいまの出席議員数は22人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長（櫻井清蔵君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

(投票箱を点検)

○議長（櫻井清蔵君）

異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。
点呼を命じます。

○事務局長（浦野光雄君）

- 1 番 高 島 真 議員
- 2 番 新 秀 隆 議員
- 3 番 尾 崎 邦 洋 議員
- 4 番 中 崎 孝 彦 議員
- 5 番 豊 田 恵 理 議員
- 6 番 福 沢 美由紀 議員
- 7 番 森 美和子 議員
- 8 番 鈴 木 達 夫 議員
- 9 番 岡 本 公 秀 議員
- 10 番 坊 野 洋 昭 議員
- 11 番 伊 藤 彦太郎 議員
- 12 番 前 田 耕 一 議員
- 13 番 中 村 嘉 孝 議員
- 14 番 宮 崎 勝 郎 議員
- 15 番 片 岡 武 男 議員
- 16 番 宮 村 和 典 議員
- 17 番 前 田 稔 議員
- 18 番 服 部 孝 規 議員
- 19 番 小 坂 直 親 議員
- 20 番 竹 井 道 男 議員
- 21 番 大 井 捷 夫 議員
- 22 番 櫻 井 清 蔵 議員

○議長（櫻井清蔵君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（櫻井清蔵君）

これより開票を行います。
会議規則第30条第2項の規定により、議長におきまして立会人に
7番 森 美和子 議員
12番 前田 耕一 議員
を指名いたします。
したがって、両議員の立ち会いをお願いいたします。
それでは開票願います。

(開 票)

○議長（櫻井清蔵君）

選挙の結果を報告いたします。
投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち有効投票22票、無効投票0票、有効投票中、坊野洋昭議員11票、中村嘉孝議員9票、
服部孝規議員2票、以上のおりであります。
この選挙の法定得票数は6票であります。
したがって、坊野洋昭議員が副議長に当選されました。
ただいま副議長に当選されました坊野洋昭議員が議場におられますので、会議規則第31条第2
項の規定により、当選の告知をいたします。
10番 坊野洋昭議員、ご挨拶をお願いいたします。

○10番（坊野洋昭君登壇）

ただいま、凶らずも副議長に当選をさせていただきました。どうもありがとうございました。経験不足の私ではありますが、議長が非常に経験のおありな方ですので、櫻井新議長のもとで一生懸命お手伝いができるように頑張っていきたいと思っております。それともう一つ、議長と議員の皆様方のパイプ役に一生懸命努めたいというふうなことを考えておりますし、議長と市長が円滑に亀山市の行政運営ができるように努力をしていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

暫時休憩いたします。

(午後2時57分 休憩)

(午後3時17分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に日程第6、常任委員会委員の選任についてを行います。
お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、お手元※本頁掲載に配付の常任委員会委員名簿のとおり指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました各議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

次に日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、お手元※次頁掲載に配付の議会運営委員会委員名簿のとおり指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました各議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

各常任委員会及び議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

※ 常任委員会委員名簿

総務委員会		教育民生委員会		産業建設委員会	
議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
2番	新 秀 隆	1番	高 島 真	3番	尾 崎 邦 洋
4番	中 崎 孝 彦	5番	豊 田 恵 理	8番	鈴 木 達 夫
9番	岡 本 公 秀	6番	福 沢 美由紀	11番	伊 藤 彦太郎
14番	宮 崎 勝 郎	7番	森 美和子	12番	前 田 耕 一
16番	宮 村 和 典	10番	坊 野 洋 昭	13番	中 村 嘉 孝
17番	前 田 稔	15番	片 岡 武 男	19番	小 坂 直 親
18番	服 部 孝 規	21番	大 井 捷 夫	20番	竹 井 道 男
22番	櫻 井 清 蔵				

※ 予算決算委員会委員名簿

議席	氏 名
1 番	高 島 真
2 番	新 秀 隆
3 番	尾 崎 邦 洋
4 番	中 崎 孝 彦
5 番	豊 田 恵 理
6 番	福 沢 美由紀
7 番	森 美和子
8 番	鈴 木 達 夫
9 番	岡 本 公 秀
1 0 番	坊 野 洋 昭
1 1 番	伊 藤 彦太郎
1 2 番	前 田 耕 一
1 3 番	中 村 嘉 孝
1 4 番	宮 崎 勝 郎
1 5 番	片 岡 武 男
1 6 番	宮 村 和 典
1 7 番	前 田 稔
1 8 番	服 部 孝 規
1 9 番	小 坂 直 親
2 0 番	竹 井 道 男
2 1 番	大 井 捷 夫

※ 議会運営委員会委員名簿

議席	氏 名
1 2 番	前 田 耕 一
1 3 番	中 村 嘉 孝
1 4 番	宮 崎 勝 郎
1 7 番	前 田 稔
1 9 番	小 坂 直 親

20番	竹井道男
21番	大井捷夫

(午後3時18分 休憩)

(午後3時55分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

先ほど、各常任委員会及び議会運営委員会において正・副委員長の内選が行われ、その結果、

総務委員会委員長に 17番 前田 稔 議員

副委員長に 4番 中崎 孝彦 議員

教育民生委員会委員長に 7番 森 美和子 議員

副委員長に 1番 高島 真 議員

産業建設委員会委員長に 12番 前田 耕一 議員

副委員長に 3番 尾崎 邦洋 議員

予算決算委員会委員長に 19番 小坂 直親 議員

副委員長に 16番 宮村 和典 議員

議会運営委員会委員長に 14番 宮崎 勝郎 議員

副委員長に 13番 中村 嘉孝 議員

がそれぞれ選任されました旨の通知に接しましたので、ご報告申し上げます。

次に、お諮りいたします。

議会運営委員会は議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について調査するため、議会の閉会中も委員会を開催できることといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会は閉会中も委員会を開催できるものと決しました。

次に、ご報告いたします。

各常任委員会では、11月14日から16日にかけて所管事務事業の説明及び管内視察を予定していただいておりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午後3時57分 休憩)

(午後4時31分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から、追加議案として議案第75号亀山市監査委員の選任同意についてが提出されました。

お諮りいたします。

本案を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第75号亀山市監査委員の選任同意についてでございますが、1年間、監査委員としてお世話になりました前田耕一議員から監査委員を辞職したい旨の願い出を受理いたしましたので、議会の議員の中から選任する新しい監査委員として岡本公秀議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はございませんので質疑を終結いたします。

続いて、お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は常任委員会への付託を省略することに決しました。

次に、議案第75号について討論を行います。通告はございませんので討論を終結し、議案第75号亀山市監査委員の選任同意について、起立採決を行います。

議案第75号亀山市監査委員の選任同意について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井清蔵君）

起立多数であります。

したがって、議案第75号亀山市監査委員の選任同意については、これに同意することに決ま

した。

ただいま同意されました9番 岡本公秀議員が議場におられますので、ご挨拶をお願いいたします。

9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

皆様方のご賛同により監査委員に選任していただき、ありがとうございます。現今の不透明で厳しい経済情勢、そして不安定な社会情勢のもとでございますが、もとより力不足、経験不足の私でございますが、精いっぱい職責を全うさせていただく覚悟でございますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、先ほど三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員の中崎孝彦議員から辞職願が提出され、議員1名が欠員となりました。

この際、この三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することにいたします。

本組合議会議員に、

12番 前田 耕 一 議員

を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました12番 前田耕一議員を本組合議会議員の当選人と定め

ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました12番 前田耕一議員が三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました前田耕一議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、先ほど鈴鹿亀山地区広域連合議会議員の豊田恵理議員、森 美和子議員、鈴木達夫議員から辞職願が提出され、議員3名が欠員となりました。

この際、この鈴鹿亀山地区広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、鈴鹿亀山地区広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

本広域連合議会議員に、

2番 新 秀 隆 議員

3番 尾 崎 邦 洋 議員

4番 中 崎 孝 彦 議員

を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2番 新 秀隆議員、3番 尾崎邦洋議員、4番 中崎孝彦議員を本広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました2番 新 秀隆議員、3番 尾崎邦洋議員、4番 中崎孝彦議員が鈴鹿亀山地区広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました新 秀隆議員、尾崎邦洋議員、中崎孝彦議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、本臨時会の議事を全て終了いたしました。

前議長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

19番 小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

議長退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年の11月11日に議員各位のご推挙を賜りまして議長の要職に就任しましてから1年、議員各位並びに市長及び執行部の格別なるご協力、ご支援をいただきまして、ここに無事その任を終えることができました。心より感謝を申し上げます。

この1年間、円滑な議会運営、また広聴広報機能の充実にと私なりに全力を尽くしてまいりましたが、皆様のご期待に十分沿い得なかったことをおわび申し上げる次第でございます。

顧みますと、さまざまなことがございました。まず本年3月定例会から、これまでの予算決算特別委員会にかえて、議員全員で、より継続的、一体的な審査を行っていくため、予算決算常任委員会を設置し、質疑についても通告制といたしました。亀山市基本構想の変更や、第1次総合計画の後期基本計画の策定という重要な事案についても審議をいたしたところであります。また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」を初め、市民に積極的に議会の情報を提供していくため、市議会だより編集委員会を市議会広聴広報委員会に改め、広聴広報機能の充実を図りました。ホームページの充実も図ってきたところであります。

さらに、先ほど議員提案による亀山市議会議員定数条例を可決しました。議員定数は合併以降の大きな課題としてこれまでからも議論がされてきたところでありますが、今回、他市の動向、市が行財政改革を進める厳しい状況の中において、市政の一翼を担う市議会の責務として積極的な議会改革を行ったものであります。このような議会改革を進める中、最近では多くの自治体から議会改革や議会基本条例の視察にも来ていただいております。地道ではありますが、一つ一つ改革を積み重ねていき、当市議会に来ていただけることをうれしく思いますとともに、皆様のご努力に感謝を申し上げます。そして、さらに開かれた議会、市民に信頼される議会として議会運営、議会活動に努めていかなければならないと強く思うところであります。

最後になりましたが、片岡議員には副議長として私の至らないところをいろいろな面で支えていただきました。非才な私でございましたが、片岡議員を初め皆様の支えがあったからこそ、この1年間、曲がりなりにもその任を全うし得たものでございます。重ねて厚く御礼を申し上げます。

皆様方におかれましては、亀山市のさらなる発展のため、なお一層ご尽力くださいますようお願いいたしますとともに、私も一層精進いたしますので変わらぬご厚誼を賜りますよう心からお願いを申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

以上をもちまして議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがいまして、平成24年第1回亀山市議会臨時会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

（午後4時48分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年11月9日

議 長 櫻 井 清 蔵

前 議 長 小 坂 直 親

前副議長 片 岡 武 男

4 番 中 崎 孝 彦

16 番 宮 村 和 典